（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第五条の規定による改正後の保険業法施行規則（次項において「新保険業法施行規則」という。）第五十九条の三第一項第二号ロ(3)、第二百十条の十の二第一項第三号ロ(3)、第二百十一条の三十八第一項第二号ロ(3)及び第二百十一条の八十二第一項第三号ロ(3)並びに別紙様式第六号（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第六号の二（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第六号の三（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第七号（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第七号の二（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第七号の三（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十四号（第2の5の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十五号の二、別紙様式第十六号の十七（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の十八（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の十九（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の二十（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意を除く。）、別紙様式第十六号の二十四（第2の5の表記載上の注意を除く。）及び別紙様式第十六号の二十五（第2の5の表記載上の注意を除く。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新保険業法施行規則別紙様式第六号（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第六号の二（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第六号の三（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第七号（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第七号の二（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第七号の三（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十四号第2の5の表記載上の注意、別紙様式第十六号の十七（第9の表記載上の注意及び第10の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の十八（第5の表記載上の注意及び第6の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の十九（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の二十（第2の5の表記載上の注意及び第2の6の表記載上の注意に限る。）、別紙様式第十六号の二十四第2の5の表記載上の注意及び別紙様式第十六号の二十五第2の5の表記載上の注意の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　第六条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第百七十四条第二号ロ(3)、第二百八条の十三第二号ロ(3)及び第二百八条の二十六第三号ロ(3)並びに別紙様式第十七号の四及び別紙様式第十七号の五の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、施行日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

2　新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十二号の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

3　第一項の規定にかかわらず、新金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式第十七号の四及び別紙様式第十七号の五（2(1)④に限る。）の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

（無尽業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第七条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

（信託業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　第八条の規定による改正後の信託業法施行規則（次項において「新信託業法施行規則」という。）別紙様式第十号記載上の注意2(5)⑥及び別紙様式第十号の二記載上の注意2(5)⑥の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用することができる。

2　新信託業法施行規則別紙様式第十号（記載上の注意2(5)⑥を除く。）及び別紙様式第十号の二（記載上の注意2(5)⑥を除く。）の規定は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第十条　第十条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則第五十六条第八項第一号の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係るものについては、同項の規定を適用することができる。

府令・省令

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のとおり定める。

平成二十七年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三借方科目の項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入」に改め、同表貸方科目の項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構出資」に改める。

別表第四借方科目の項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構納付金収入」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構納付金収入」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構納付金収入」に改め、同表貸方科目の項中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構運営費」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構出資」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構出資」に、「独立行政法人日本原子力研究開発機構施設整備費」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費」に改める。